

国土調査事業十箇年計画

〔平成12年5月23日〕
閣議決定

国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）第3条第1項に規定する国土調査事業十箇年計画を次のとおり定める。

- 1 国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基準点の測量の基準点の数は、14,000点とする。
- 2 国の機関が行う土地分類基本調査の調査面積は、7,000平方キロメートルとする。
- 3 地方公共団体又は土地改良区その他の国土調査促進特別措置法施行令（昭和45年政令第261号）第1条各号に掲げる者（以下「土地改良区等」という。）が行う土地分類調査の調査面積は、5,000平方キロメートルとする。
- 4 地方公共団体又は土地改良区等が行う地籍調査の調査面積は、34,000平方キロメートルとする。

また、地籍調査については民間の能力・成果を活用し、調査の一層の促進を図るものとする。

なお、この計画は、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、中間年に見直すことについて検討するものとする。